

# 令和 7 年度 伊勢崎市不妊治療費助成事業のご案内

最新情報は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kensui/hoken-c/boshihoken/ninshin/2860.html>



## 【助成対象者】

対象となる不妊治療を受け、申請日時時点で下記の全てに該当する人

- ① 法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦
- ② 夫婦の双方又はいずれか一方が、1年以上引き続き伊勢崎市に住民登録がある。  
(申請日が令和 8 年 3 月 31 日を過ぎる場合は、令和 8 年 3 月 31 日時点で②の条件に当てはまること。)
- ③ 医療保険関係各法における医療保険に加入している。
- ④ 他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていない。

## 【助成内容】

- ① 助成回数…助成金の交付は、1 年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)の治療につき 1 回。  
ただし、1 年度に複数年度の申請は可能です。助成回数に制限はありません。
- ② 助成の対象となる治療等(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの治療期間。婚姻中の治療が対象)  
・診察、検査(頸管粘液検査等)、処置(卵管通気検査・子宮卵管造影検査・腹腔鏡検査等)、ホルモン治療、人工授精・体外受精・顕微授精、その他医師が認めた不妊治療。  
※申請に係わる文書作成料、予防接種注射代、入院費及び食事代等は助成対象外。

【申請に必要な書類等】 ※①②の申請書等は、伊勢崎市ホームページからもダウンロードできます。

①～⑥は全員が必要、⑦⑧は対象者が必要な書類です。不備・不足があると受付できません。

- ① 不妊治療費助成金交付申請書(様式第 1 号)
- ② 不妊治療費助成金医療機関受診証明書(様式第 3 号)  
\*不妊治療を行ったこと及び治療費用について、医療機関、保険薬局の証明をもらってください。
- ③ 夫婦それぞれの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」または「旧健康保険証」のコピー(マイナンバーカード不可)  
\*2 人分の保険証おもて面を A4 サイズ 1 枚にコピーしてください。
- ④ 不妊治療費の領収書(原本)およびコピー \*証明金額分の領収書を医療機関・薬局ごとに日付順に A4 サイズの紙にコピーしてください。両面コピー可。縮小する場合は 70% 程度まで。原本は返却します。

④は原本とコピー両方必要ですのでご注意ください

- ⑤ 振込先通帳(表紙裏)のコピー  
(夫婦どちらかの名義のもので、夫婦が別住所の場合、伊勢崎市に住民登録がある人のもの。金融機関名・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義が確認できるもの)
- ⑥ 印鑑(⑤の人のもので、朱肉を使うもの。旧姓不可。訂正が生じた際に使用します)
- ⑦ 夫婦が別住所の場合は、戸籍謄本(対象者のみ)  
(発行からおおむね 3 か月以内のもの)
- ⑧ 夫婦のいずれかが市外に住所がある場合は、その方の住民票抄本(対象者のみ)  
(発行からおおむね 3 か月以内のもの)
- ⑨ 不妊治療費助成請求書

## 【助成額】

不妊治療に要した医療費の自己負担額の 2 分の 1 (千円未満切捨て)とし、10 万円を超える場合は、10 万円を限度とします。

### 。。。ご注意ください。。。

年度末は窓口が大変混み合います。助成の対象となる治療費自己負担額が確実に 20 万円を超えた人、年度内の治療が終了した人で、おもて面【助成対象者】の要件を満たす人は、お早めの申請をおすすめします。

医療機関や保険薬局によっては、受診証明書の交付予約が必要な場合や、交付に数週間を要する場合がありますので、上記に当てはまる人(助成の対象となる治療費自己負担額が確実に 20 万円を超えた人、年度内の治療が終了した人)は、お早めに医療機関や保険薬局へご確認ください。

※受診証明書を医療機関・保険薬局両方に書いてもらう場合は、先に医療機関から証明をもらってください。

年度中に市外転出予定の人は、先に申請を済ませてから転出届出をしてください。申請日に伊勢崎市民でない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ・申請受付窓口】

保健センター 〒372-0048 伊勢崎市大手町 18 番 1 号 TEL 0270-27-6290 FAX 0270-27-6297

受付時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

(受付には 30 分程度の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。)

